

特定非営利活動法人あしたのカーシェア定款

第1章 総則

(名称)
この法人は、特定非営利活動法人あしたのカーシェアという。

(事務所)
第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県石巻市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)
第3条 この法人は、寄付車をシェアして支え合いの仕組みを未来に築くことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)
第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。
(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
(2) まちづくりの推進を図る活動
(3) 観光の振興を図る活動
(4) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
(5) 災害救援活動
(6) 経済活動の活性化を図る活動

(事業)
第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。
(1) 車の寄付が促進されるための情報収集・仕組みづくり事業
(2) 寄付された車を活用し社会に貢献する事業
(3) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)
第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。
(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)
第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。
2 会員として入会しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込書または電磁的方式による様式によって、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
3 代表理事は、前項の者の入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)
第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 1年以上会費を滞納し、支払い意思がないものと理事会において認定されたとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書もしくは電磁的方法で通知して任意に退会することができる

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、又はこの法人の定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき

(会費等の不返還)

第12条 既に納入された会費及びその他の金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10名以内
- (2) 監事 1人以上3名以内

2 理事のうち、1人を代表理事、2名以内を副代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、あらかじめ定める順序により代表理事の職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に關し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選定されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 事務局長その他の職員は、代表理事が任免する。

第5章 会議

(会議の種別と構成)

第21条 会議は総会および理事会とする。

- 2 総会は、通常総会および臨時総会とし、正会員をもって構成する。
- 3 理事会は、理事をもって構成する。

(総会の機能)

第22条 総会は、この定款で規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散および合併
- (3) 事業報告および決算
- (4) 役員の選任および解任
- (5) その他、理事会が必要と認める重要な事項

2 総会は、事業計画及び予算について理事会から報告を受ける。

(総会の開催と招集)

第23条 通常総会は、毎年1回、事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。
 - (1) 理事会において臨時総会を開催する旨の議決があったとき
 - (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を示して請求があったとき
 - (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事が招集したとき
- 3 総会は、この定款に定めるもののほかは代表理事が招集する。
- 4 代表理事は、第2項第1号および第2号の規定による議決または請求があったときは、議決または請求の日から1ヶ月以内に臨時総会を招集するものとする
- 5 総会を招集する場合には、会議の日時、場所（オンライン開催の場合はその旨）、目的および審議事項を記載した通知を、役員および会員に対し、少なくとも開催日の5日前までに書面もしくは電磁的方法をもって発信するものとする。

(総会の定足数)

第24条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、代表理事または代表理事の指名する理事がこれにあたる。ただし、第23条第2項第2号または第3号の規定により臨時総会を開催したときには、出席した正会員の

中から議長を選出する。

(総会の議決)

第 26 条 総会における議決事項は、第 23 条第 5 項の規定により、あらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に定める場合を除き、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の表決権)

第 27 条 総会における正会員の表決権は平等とする。

2 総会に出席しない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は出席する正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の場合において、書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は出席する正会員を代理人として表決を委任した正会員は、第 24 条及び 26 条の規定の適用については出席したものとみなす。

4 正会員はオンライン会議システムやビデオ会議・電話会議などの方法によって総会に出席し表決することができる。

5 総会の議決において特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第 28 条 総会の議長は、総会の議事について、次の事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 日時及び場所（オンライン開催の場合はその旨）

(2) 正会員総数及び出席者数（書面または電磁的方法による表決者もしくは表決委任者の数を付記）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任

2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が記名押印する。

3 代表理事以外の者が議長の場合、前項の議事録署名人のうち 1 名は代表理事でなければならない。

(理事会の機能)

第 29 条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他この法人の業務の執行に関する事項

(理事会の開催と招集)

第 30 条 理事会は、年 2 回以上、必要なときに隨時開催する。

2 理事会は、代表理事が招集する。

3 理事会を招集する場合には、会議の日時、場所（オンライン開催の場合はその旨）、目的及び審議事項を記載した通知を、役員に対し、少なくとも開催日の 5 日前までに書面もしくは電磁的方法をもって発信するものとする。

(理事会の定足数)

第 31 条 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立する。

(理事会の議長)

第 32 条 理事会の議長は、代表理事又は代表理事の指名する理事がこれにあたる。

(理事会の議決)

第 33 条 理事会の議事は、この定款に定める場合を除き、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 理事会の議決において特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の書面表決)

第34条 理事会に出席しない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は出席する理事を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合において、書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は出席する理事を代理人として表決を委任した理事は、第31条及び第33条の規定の適用については出席したものとみなす。

3 理事はオンライン会議システムやビデオ会議・電話鍵などの方法によって、理事会に出席し、表決することができる。

(理事会の議事録)

第35条 理事会の議長は、理事会の議事について議事録を作成し、これを保存しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちその会議において選任された議事録署名人1名以上が記名押印する。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第36条 この法人の資産は、次の各号をもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産
(2) 会費
(3) 寄付金品
(4) 事業に伴う収益
(5) 資産から生じる収益
(6) その他の収益

(資産の管理)

第37条 この法人の資産は代表理事が管理し、その方法は理事会の議決による。

2 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

(事業計画及び予算)

第39条 この法人の事業計画及び予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経て、総会において報告するものとする。

2 事業計画及び予算は、理事会の議決を経て変更することができる。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を受けるものとする。

2 決算上剩余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする

第8章 定款の変更、解散及び合併

第41条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経て、かつ、法25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的
(2) 名称
(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
(5) 社員の資格の得喪に関する事項
(6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
(7) 会議に関する事項
(8) 他の事業を行う場合における、その種類その他当該他の事業に関する事項
(9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
(10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第42条 この法人は、法第31条第1項に掲げる事由により解散する。

2 総会の決議によって解散するときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が解散したときに有する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡する。

(合併)

第44条 この法人が合併しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の同意を得、かつ所轄庁の認証を受けなければならない

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 雜則

(委任)

第46条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は理事会の議決により定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	吉澤 武彦
副代表理事	佐藤 善太
理事	原田 博一
監事	野呂 高樹

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2024年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から2023年6月30日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員 : 年会費 なし

(2) 賛助会員（個人） : なし

賛助会員（団体） : なし